

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第 98 号

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「食品衛生法」の右に「又は食品表示法」を加え、「同法」を「これらの法律」に改める。

第9条第5項を削る。

第12条を第15条とし、第11条を第14条とし、第10条を第13条とし、第9条の次に次の3条を加える。

(部会)

第10条 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員（以下「部会員」という。）をもって組織する。

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、部会員のうちから、会長が指名する。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第11条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会

に報告しなければならない。

(協力依頼)

第12条 審議会は、必要があると認めるときは、委員又は臨時委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)